

中小企業研究開発技術者育成事業 機器取扱講習会実施要領

(目的)

1 中小企業研究開発技術者育成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）に定めるところにより、「機器の取扱講習会」（以下、「本講習会」という）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

2 本講習会は、三重県工業研究所内で実施する。

(受講者の定員)

3 本講習会の定員は、講習会ごとに定め、先着順で受付けるものとする。

なお、定員を超えた場合は1社につき1名に制限することもある。また、定員を超えた申込者については追加開催又は次回の講座にて対応するものとする。

(講習会の科目及び時間数)

4 本講習会の科目は、座学と実習を含むものとし、講習会ごとに定めるものとする。

(開催時期)

5 本講習会の開催時期は、講習会ごとに定めるものとし、希望者が多数の場合は、追加開催などにより対応できるものとする。

(募集期間)

6 本講習会の募集は、実施することを決定した日以降速やかに開始することとし、定員に達した場合は受講申込手続を締め切るものとする。

(申し込み手続き)

7 本講習会への申し込みは、受講申込書（別紙1）に記入の上、提出するものとする。

(受講者の決定)

8 本講習会への申し込み締切り後、速やかに受講者の決定を行い、申込者に講習会参加の決定を通知する。なお、定員に空きがあり申込期限から開催日までに申し込みがあったときには、再度追加受講者の決定を行うことができる。

(講習会の受講料)

9 本講座の受講料は無料とする。

(講習会の開催)

10 本講座を開催する最少の受講者数は、1名とする。

(設備等の使用)

11 設備等の取扱は職員が説明をするが、使用者が設備等を破損した場合などは、申込者の事業主及び使用者の弁償とする。

12 本講習会において、設備等の使用に伴い使用者の責に帰すべき理由により発生した事故等による使用者の身上の補償については、事業主及び使用者の負担とする。

(その他)

13 本要領に定めのない事項については、実施要綱に定めるとおりとする。ただし、本要領及び実施要綱の両方に定めのない事項については、その都度定める。

附則

本要領は、平成24年4月2日から適用する。

以上

